

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																			
埼玉県理容美容専門学校		昭和56年3月31日		増村 信雄		〒 330-0061 (住所) 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-9-1 (電話) 048-822-1333																																			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																			
学校法人 埼玉県理容美容専門学校		昭和28年5月7日		高野 春夫		〒 330-0061 (住所) 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-9-1 (電話) 048-822-1333																																			
分野	認定課程名		認定学科名			専門士		高度専門士																																	
衛生	専門課程		美容科			平成12年2月8日文部科学省告示第15号		—																																	
学科の目的		美容業を通じて社会に貢献し、生涯にわたって向上心を持つ人材を育成するため、就職後の定着と高度な技術習得に向けて産学のリレーションを作り、市場において必要とされる技術及びサービスについて常に実践的な学びを学生に提供する。																																							
認定年月日		平成28年2月19日																																							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義		演習	実習	実験	実技																																	
2年	昼間	2010	630		60	1320	0	0																																	
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数		兼任教員数		総教員数																																		
240人	236人	0人	14人		20人		34人																																		
学期制度	■前期: 4月 1日～ 9月30日 ■後期: 10月 1日～ 3月31日			成績評価		<b>■成績表:</b> 有 <b>■成績評価の基準・方法</b> 評価の基準: 成績の評価は、定期試験の他、課題提出、技術テスト等により行う。 評価の方法: 評定は100点法により行い、合格基準は60点以上とする。各評定は、A-100～90点、B-89～75点、C-74～60点、D-59点以下とする。																																			
長期休み	■学年始: 4月 1日～ 4月 5日 ■夏季: 7月11日～ 8月25日 ■冬季: 12月22日～ 1月 4日 ■学年末: 3月16日～ 3月31日			卒業・進級条件		<b>卒業要件:</b> ①学則第8条に定める各科目を履修していること。 ②科目ごとの出席率が3分の2以上であること。 ③総合評価において、各科目が本規程第2条第1項、若しくは第3条第2項、第3項に定める合格基準を満たしていること。 ④学則第27条に定める各学年に係る学生納付金を納入していること。 <b>進級要件:</b> ①学則第8条に定める各科目を履修していること。 ②科目ごとの出席率が3分の2以上であること。 ③総合評価において、各科目が本規程第2条第1項、若しくは第3条第2項、第3項に定める合格基準を満たしていること。 ④学則第27条に定める各学年に係る学生納付金を納入していること。																																			
学修支援等	<b>■クラス担任制:</b> 有 <b>■個別相談・指導等の対応</b> 長期欠席者、成績の伸び悩みの兆候が見られる生徒に対し、担任より家庭へ連絡する等早期に対応を行い、保護者と密接な連携により解決を図る			課外活動		<b>■課外活動の種類</b> (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 地域イベント等へのボランティア参加 関係団体各種競技会への参加 各種資格取得講座への参加 <b>■サークル活動:</b> 無																																			
就職等の状況※2	<b>■主な就職先・業界等(令和3年度卒業生)</b> 美容室、アイリスト、エステ、メイク専門店、ネイル、フォトスタジオ <b>■就職指導内容</b> 専任のキャリア指導員の下、ジョブカードを活用し個別に相談を行っている。 <b>■卒業生数</b> 100 人 <b>■就職希望者数</b> 93 人 <b>■就職者数</b> 93 人 <b>■就職率</b> 93 % <b>■卒業者に占める就職者の割合</b> : 93 % <b>■その他</b> ・進学者数: 0人 (令和 3年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報)			主な学修成果 (資格・検定等) ※3		<b>■国家資格・検定/その他・民間検定等</b> (令和3年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美容師免許</td> <td>②</td> <td>100人</td> <td>98人</td> </tr> <tr> <td>日本化粧品検定1級</td> <td>③</td> <td>32人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>JNAジェルネイル技能</td> <td>③</td> <td>16人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>日本色彩検定3級</td> <td>③</td> <td>53人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>SBSエステイクター3級</td> <td>③</td> <td>114人</td> <td>114人</td> </tr> <tr> <td>SBSメイクイクター2級</td> <td>③</td> <td>19人</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>JNECネイル技能検定試験2級</td> <td>③</td> <td>11人</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) 生活衛生同業組合主催のコンテストにて入賞多数				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	美容師免許	②	100人	98人	日本化粧品検定1級	③	32人	30人	JNAジェルネイル技能	③	16人	16人	日本色彩検定3級	③	53人	30人	SBSエステイクター3級	③	114人	114人	SBSメイクイクター2級	③	19人	19人	JNECネイル技能検定試験2級	③	11人	5人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																																						
美容師免許	②	100人	98人																																						
日本化粧品検定1級	③	32人	30人																																						
JNAジェルネイル技能	③	16人	16人																																						
日本色彩検定3級	③	53人	30人																																						
SBSエステイクター3級	③	114人	114人																																						
SBSメイクイクター2級	③	19人	19人																																						
JNECネイル技能検定試験2級	③	11人	5人																																						
中途退学の現状	<b>■中途退学者</b> 8名 令和3年4月1日時点において、在学者223名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者216名(令和4年3月31日卒業者を含む) <b>■中途退学の原因</b> 進路変更、経済状況の悪化、体調不良 <b>■中退防止・中退者支援のための取組</b> 受験前の個別相談を徹底して、進路のミスマッチを防ぐ。教職員の意識改革を進め、カウンセリングにより退学を減少させている。			<b>■中退率</b> 3%																																					



1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程の編成は、美容業に就くことを目的とする学生のニーズに応じて、生涯にわたり社会的・職業的に自立できる力の獲得に留意し、併せて業界の現状や展望に鑑みて高度に実践的な技術の学習が体系的に行われるよう計画する。計画の質を補完するため、埼玉県美容業生活衛生同業組合及び求人登録店舗や卒業生等と相互に連携し、常に新しい情報によって実践的な教育がなされるように意見交換の場を設ける。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、校長が運営する。委員会の開催にあたり、教育課程の編成責任者である教務課長は、学生及び実習店舗・就職先店舗等にアンケート調査を実施し、授業科目の内容・問題点・改善点等を取りまとめ、学校側の委員として参画する。

委員会では、多角的な視点で意見を聴取し、授業科目が常に前項の基本方針に適用ものであり、実践的で専門的な能力の育成に資するかを検証し活用する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
間山 弘子	一般社団法人 埼玉県美容技術協会 指導講師	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
長島 光世	埼玉県美容業生活衛生同業組合 戸田支部 副支部長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①
古川 聡	埼玉県美容業生活衛生同業組合 浦和支部 支部長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①
秋山 幸子	一般社団法人 埼玉県美容技術協会	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
高野 春夫	埼玉県理容美容専門学校 校長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	—
増村 信雄	埼玉県理容美容専門学校 副校長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	—
千住 義祐	埼玉県理容美容専門学校 企画広報課長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	—
橋本 有美	埼玉県理容美容専門学校 美容科長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、3月)

(開催日時(実績))

第 回 令和3年7月 5日 10:00～11:30 (開催延期)

第1回 令和4年3月29日 10:00～11:30 (令和3年7月5日分の延期開催)

第2回 令和4年3月29日 13:30～14:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程の編成に関しては、学生・店舗等へのアンケートを活用して、PDCAサイクルに基づき、前年提起された問題を解決するために学校がどのように道のように取り組んだかを評価して、常に鮮度の高い実践的な教育が実施できるように役立っている。

また、業界・企業から推薦・派遣された講師によって、高度に専門的な技術を学ぶ為の創意工夫を常に取り入れ、今後の業界で必要とされる人材のアウトラインを学生にフィードバックしている。編成委員会においては、業界から必要とされる資質と学生が業界に希望する内容のミスマッチについて、継続的に意見交換を行い、学校が取り組むべき課題を明確にしている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実践的で高度な技術や接客サービスを体験的に学習させる。業界の性質上、常に情報や技術は更新されなければならないので、講師派遣については柔軟に対応するよう意識している。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

2年次の「総合技術」科目授業において、埼玉県美容業生活衛生同業組合及び企業等と講師派遣の連携をとり、職業に「今」必要な実践的かつ専門的な能力を育成する演習を実施する。また、登録された求人店舗等と連携し、1年次14時間、2年次24時間の校外実習を実施し、教員が教育計画に沿って指導を行う等、より効果的なサロン実習を実施する。実習前には、就職等の業界情報に関わる企業から講師派遣を受け、業界についての事前学習を行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
-----	------	-------

総合技術	目的に合うコースを自主的に選択し、より高度で専門的な理論と実習を受講する。講師は業界団体等から派遣され、常に最新の知識・技術・技能を授業に反映し、優秀な人材が業界の質の向上に資することを目的とする。	埼玉県美容技術協会 株式会社トニーズコレクション
日本文化	和装着付け技術など日本独自の美容の文化を学び、日本人ならではの「おもてなし」の心を養うことを目的とする。	埼玉県美容技術協会

### 3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

#### (1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

#### (1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

自らの業務にかかわる資格の取得や技術・能力の向上、知識の習得、あるいは自己啓発等を目的とする

#### (2) 研修等の実績

##### ① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	理容師美容師養成施設教員資格認定研修会「化粧品化学」	連携企業等:	公社)日本理容美容教育センター
期間:	2021/6/7-2021/6/18	対象:	美容科教員1名
内容:	「化粧品化学」教員資格取得		

研修名:	理容師美容師養成施設教員資格認定研修会「運営管理」	連携企業等:	公社)日本理容美容教育センター
期間:	2021/12/6-2021/12/17	対象:	美容科教員1名
内容:	「運営管理」教員資格取得		

##### ② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	「SBSIステ指導講師研修会」	連携企業等:	全日本美容業生活衛生同業組合連合会
期間:	2021.11.15	対象:	美容科教員1名
内容:	SBSIステ指導講師の育成		

### 4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

#### (1) 学校関係者評価の基本方針

教職員による学校の理念・目標に照らして自らの教育活動を評価した「自己評価」に対し、学生・卒業生・保護者・企業・業界団体・自治体へのアンケートや、「学校関係者」の学校訪問・意見交換等を通じて、その評価に関する結果を取りまとめて公表することにより、今後の学校の教育活動や学校運営の改善を図る。

#### (2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	① 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか ② 学校における職業教育の特色は何か ③ 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ④ 学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想等が学生・保護者等に周知されているか ⑤ 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか

(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的等に沿った運営方針が策定されているか</li> <li>② 運営方針に沿った事業計画が策定されているか</li> <li>③ 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか</li> <li>④ 人事、給与に関する規程等は整備されているか</li> <li>⑤ 教務・財務等の組織整備等意思決定システムは整備されているか</li> <li>⑥ 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか</li> <li>⑦ 教育活動等に関する情報公開が適切になされているか</li> <li>⑧ 情報システム化等による業務の効率化が図られているか</li> </ul>
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか</li> <li>② 教育理念、育人人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか</li> <li>③ 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか</li> <li>④ キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか</li> <li>⑤ 関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか</li> <li>⑥ 関連分野における実践的な職業教育（産学連携によるインターンシップ、実技・実習等）が体系的に位置づけられているか</li> <li>⑦ 授業評価の実施・評価体制はあるか</li> <li>⑧ 職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか</li> <li>⑨ 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか</li> <li>⑩ 資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか</li> <li>⑪ 人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか</li> <li>⑫ 関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保する等のマネジメントが行われているか</li> <li>⑬ 関連分野における先端的な知識・技能等を修得する為の研修や教員の指導力育成等資質向上の為の取組が行われているか</li> <li>⑭ 職員の能力開発の為の研修等が行われているか</li> </ul>
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就職率の向上が図られているか</li> <li>② 資格取得率の向上が図られているか</li> <li>③ 退学率の低減が図られているか</li> <li>④ 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか</li> <li>⑤ 卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか</li> </ul>
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 進路・就職に関する支援体制は整備されているか</li> <li>② 学生相談に関する体制は整備されているか</li> <li>③ 学生に対する経済的な支援体制は整備されているか</li> <li>④ 学生の健康管理を担う組織体制はあるか</li> <li>⑤ 課外活動に対する支援体制は整備されているか</li> <li>⑥ 学生の生活環境への支援は行われているか</li> <li>⑦ 保護者と適切に連携しているか</li> <li>⑧ 卒業生への支援体制はあるか</li> <li>⑨ 社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか</li> <li>⑩ 高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか</li> </ul>
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか</li> <li>② 学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか</li> <li>③ 防災に対する体制は整備されているか</li> </ul>
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学生募集活動は、適正に行われているか</li> <li>② 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか</li> <li>③ 学納金は妥当なものとなっているか</li> </ul>
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか</li> <li>② 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか</li> <li>③ 財務について会計監査が適正に行われているか</li> <li>④ 財務情報公開の体制整備はできているか</li> </ul>

(9) 法令等の遵守	① 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ② 個人情報に関し、その保護の為の対策がとられているか ③ 自己評価の実施と問題点の改善を行っているか ④ 自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	① 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ② 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ③ 地域に対する公開講座・教育訓練の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

「自己評価表」に基づいて様々な観点からの意見を聴取し、「地域の教育機関」としての役割や「卒業生として今後の母校に求める価値観」等、単なる美容師養成施設にとどまらない高度な職業教育機関としてのビジョンの明確化に活用されている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
佐伯 鋼兵	株式会社 佐伯紙工所 代表取締役 埼玉県商工会議所連合会 会長 さいたま商工会議所 会頭 さいたま市シルバー人材センター 理事長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	地域の教育(企業)関係者
帆足 光代	株式会社 帆足ビジネスコンサルタント 取締役 埼玉県なぎなた連盟 会長 埼玉県障害者スポーツ協会 理事 埼玉県体育協会 評議員	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	地域の教育(企業)関係者
塚本 一雄	元 文教大学 非常勤講師 元 浦和市立大谷場東小学校 校長 元 さいたま市立仲町小学校 校長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	高等教育機関の教員及び経験者
丹野 泰久	元 一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会 事務局長 元 埼玉県立 川口青陵高等学校 校長 元 埼玉県立 浦和商业高等学校 校長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	地域の教育(企業)関係者
金子 浩正	本校 2021年度保護者会 会長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	PTA役員
浜野 洋子	埼玉県美容技術協会 指導講師 さいたま商工会議所 女性部長 全美連 着付学会十傑 名人位 美容師	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	地域の教育(企業)関係者
岡本 春雄	埼玉県美容業生活衛生同業組合 川口支部 支部長 美容師	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	美容業界団体有識者
渡邊 彰人	埼玉県理容生活衛生同業組合 理事 本校 理容科卒業生 理容師	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	卒業生
齋藤 一郎	埼玉県理容生活衛生同業組合 前副理事長 理容師	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	理容業界団体有識者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <http://sairibi.com>

公表時期: 令和4年9月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係



授業科目等の概要

(専門課程美容科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		関係法規・制度	美容師が法制度によって社会に位置づけられた仕事であることを学び、その業を規定した美容師法及び業に関連する法律について学ぶ	1	30	-	○			○			○	
2	○		衛生管理	公衆衛生の意義と本質、その概説を学び感染症・環境衛生・衛生管理技術等美容業務の基本を体系的に理解する	1	30	-	○			○				○
3	○				2	60	-	○			○				
4	○		保健	美容技術の基本となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの構造と機能を学び、技術との関連性に配慮して理解を深める	1	30	-	○			○				○
5	○				2	60	-	○			○				
6	○		香粧品化学	美容業務を安全かつ効果的に行うため、香粧品についての科学根拠と原材料の効用について学ぶ。	1	30	-	○			○				○
7	○				2	30	-	○			○				
8	○		文化論	美容業の歴史及び服飾文化史を学ぶ。	1	30	-	○			○				○
9	○			デザインに関わる色彩や造形の原理を学び表現力を養う	1	30	-	○			○				○
10	○		美容技術理論	美容技術の基礎となる器具の正確な取り扱い、基礎技術を学ぶための知識として、人体各部の名称及び身体の機能等基礎知識を学ぶ	1	90	-	○			○			○	
11	○			美容技術・特殊技術など実技の修得に不可欠な専門的基礎知識と、その応用を学ぶ	2	60	-	○			○				○
12	○		運営管理	経営管理・労務管理・接客法等基本的事項の学びを通じて科学的な経営や適切な接客態度等消費者対応を学び、実践能力を養う	2	30	-	○			○				○
13	○		美容実習	美容業務を安全かつ効果的に行う為の基本的操作と、衛生管理の実践的な演習授業及び実務実習	1	420	-			○	○	△	○		
14	○			頭部技術・特殊技術等基礎的な実習を総合的に演習し、より実践的な技術力を付けると共に、実務実習を行い実践力と就職力を養う	2	480	-			○	○	△	○		
15		○	社会科学	社会人として必要な礼儀作法や職場のマナーなど体系的に学び、また学校行事と連動して体験的に修得する。	1	30	-			○	○		○	△	
16		○	日本文化	和装着付け技術など日本独自の美容の文化を学び、日本人ならではの「おもてなし」の心を養う	1	60	-	○	△		○		○	△	○
17		○			2	60	-	○	△		○		○	△	○
18		○	サロンワーク	実践的な業の提供について、サロンでのマナーや接客技術を学ぶ	1	30	-			○	○		○		
19		○		業を行う上での接客技術を演習し、また資格者としてのステップアップについて知識を学ぶ	2	30	-			○	○		○		

20	○			基本的なケアを目的とした、『メイクアップ』『ネイル』『エステティック』学び、各検定取得を目標に技能習得を図る。	1	60	-			○	○	○		
21	○		美容ケア	SBS エステティック 3 級認定試験 合格を目指す。 (サロンでのアシスタントが可能な程度の知識及び技能の習得)	1	60	-			○	○	○		
22	○			SBS メイク 2 級認定試験合格を目指す、基本的なテクニックと知識を習得する	1	60	-			○	○	○		
23	○		毛髪科学	毛髪及び皮膚器官について、専門的な知識を習得し、演習によって実践的に学ぶ。	1	60	-			○	○		○	
24				ネイルの正しい技術と知識を習得し、ジェルネイル検定初級及びネイリスト検定 2 級合格を目指す。										
25	○		総合技術	メイク基礎技術の向上と様々なメイク技法を習得する。	2	90	-			○	○	○	○	○
26				実践的なサロンワークとして、ショートスタイル・ミッドスタイル・ロングスタイルなどのデザインを通して、様々なカットやカラー技術を学び、オリジナルの作品作成を行う。										
27	○			就職へ向けてコンプライアンスを自覚した人材育成を目的に、美容総論を法的根拠と照らし合わせて理解する。	2	30	-			○		○	○	
28	○		総合演習	2 年間学んだ多岐に渡る美容技術や知識の連動性を、国家試験問題を解きながら総論として理解を深め、美容師としての職業観を身に付ける。	2	30	-			○		○	○	
合計					15 科目			2010 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件: 卒業するためには学則8条別表1-1及び別表1-2の配当年次授業科目の単位を取得していなければならない。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法: 授業科目を履修した者で、試験又はその他適当な方法による考査に合格した者に対しては、学修の成果を評価して所定の単位を与える。		1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。